

自分の名前で基金を作ろう！

寄付による『基金』設立のご案内

東日本大震災のとき、「少しでもいいから寄付しなきゃ」と思った人も多いはずです。

実際、日本全国で8457万人が約4000億円の寄付をされました。

しかし、有名な募金組織に寄付をしても、海に目薬を垂らすのと同じで、あなたの寄付は、いつ・どこで・誰に・どのような形で配られたかはなかなかわかりません。

わかったとしても、それは全体のほんの一部に過ぎないので、受け取った人から感謝の手紙が来ることも少ないでしょう。それが今の日本の寄付の実態かもしれません。

公益財団法人公益推進協会は、自分の名前で基金を作ることができる日本で数少ない公益法人です。「税金を払うよりも、自分の意思で自分の名前の基金を作り、公益活動を応援するために使う」という「マイ基金」を提案しています。基金を作る皆様には、寄付以外には何の負担も労力もなく、すべて財団がお膳立てをいたします。

あなたも自分だけの基金を作ってみませんか？



↓ 下記はマイ基金を作る際のほんの一例です！

《家族のご逝去を悼み設けられた基金》

- 子供を病気で亡くし、その病気の治療・研究等にと寄付された「結衣ちゃん心臓移植基金」
- 野球が好きだった父の死去にあたり寄せられた香典で設けられた「橋本大輔少年野球大会基金」
- ピアノ演奏家であった亡き母の志を継いで、クラシック音楽の振興に充てる「山本裕子ピアノ基金」
- 亡き娘が勤務していた大学に学ぶ外国人留学生に奨学金を支給する「ゆかり奨学基金」

《遺贈による社会貢献基金》

- 身寄りのないご婦人のご遺志「死後、一切の財産を、野良猫の保護活動に」で設立した「足立ケイ子ねこ助け基金」

《会社の事業から派生する基金》

- お店のお客さんの募金を集めて公益活動に助成する「夢屋基金」

《会社の周年記念事業による基金》

- 周年記念として途上国の少年チームに贈る「サッカーボール基金」

《たくさんの人の募金による基金》

- HIV感染者等を支援する募金で病院を建設する「アフリカ HIV 基金」

《会社や団体の解散に伴う基金》

- 運営難で解散した法人が、子どもたちの健全育成を願って解散時の残余財産を寄付して設立した「子どもスマイル基金」

相続・遺言・成年後見・家族信託 無料相談会のお知らせ！！

- * 相続・遺言・成年後見の専門家による無料相談
- * 自分や家族等の具体的な相談をお受けします。
- 回答者 弁護士・司法書士・税理士・行政書士等
- 日 時 毎週月曜日 午前10:00~12:00
- 会 場 港区新橋6-7-9 新橋7イソビル会議室
(新橋駅より徒歩9分・御成門駅より徒歩5分)
- 相談料 無料 *完全予約制(個別相談)
- T E L 03-5425-4201 公益推進協会 相談会係へ

税制上の優遇措置について

当法人は平成23年11月1日に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。そのため、当法人への基金(寄附金)は税制上の優遇措置が適用され、所得税や法人税の税控除等が受けられます。

■ 個人の方が寄付をした時の税金について(所得税)

当協会へのご寄付は、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらか有利な方を選択いただけます。控除を受けるためには、確定申告を行なうことが必要です。当協会が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです。(土日の場合は翌日か翌々日)

勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

A.【寄付金控除(税額控除)額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄付金合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{控除額}$

※1 年間所得金額の40%が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

B.【寄付金控除(所得控除)額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄付合計} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}$

※3 年間所得金額の40%が限度となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なる。

☆所得税のほか「個人住民税」の寄付控除もあります。都道府県市区町村の条例で指定した寄付金が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象となります。(全国一律ではありませんのでご注意ください)

☆また、相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。

■ 法人で寄付をした時の税金について(法人税)

特定公益増進法人に対する寄付金は、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。なお、税制改正により計算式が変わり、損金算入限度額が拡大しました。

※損金算入限度額は資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署もしくは税理士にご相談ください。

● 下記スタッフが責任もって対応(全員無給のボランティアです！)

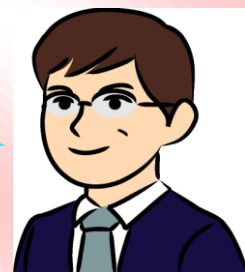
■ 総括責任理事・・・行政書士 福島達也(東京都行政書士会所属)

■ 法律担当理事・・・弁護士 松川邦之(東京弁護士会所属)

■ 法務担当理事・・・司法書士 中谷智明(東京司法書士会所属)

■ 監 事・・・税理士 大内 智(東京税理士会所属)

秘密厳守
おまかせ
下さい！



内閣総理大臣認定 **公益財団法人 公益推進協会**

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階
まずはお電話ください⇒ TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814